

電子提供措置の開始日 2026年3月6日

第16回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ギフティ

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
当事業年度末日における新株予約権等の状況は以下のとおりです。

- ① 第8回新株予約権（2018年3月23日発行）
- ・新株予約権の数
19個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式19,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 210円
 - ・新株予約権の行使期間
2020年3月24日から2028年3月23日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

② 第9回新株予約権（2018年7月18日発行）

- ・新株予約権の数
132個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式132,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 210 円
- ・新株予約権の行使期間
2020年7月19日から2028年7月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

③ 第10回新株予約権（2019年1月4日発行）

- ・新株予約権の数
51個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式51,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 275 円
- ・新株予約権の行使期間
2021年1月4日から2029年1月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④ 第12回新株予約権（2019年5月17日発行）

- ・新株予約権の数
28個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式28,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,500円
- ・新株予約権の行使期間
2021年5月18日から2029年5月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 第13回新株予約権（2020年11月13日発行）

- ・新株予約権の数
124個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式124,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,215円
- ・新株予約権の行使期間
2022年11月14日から2030年11月13日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑥ 第14回新株予約権（2021年3月12日発行）

- ・新株予約権の数
263個（新株予約権1個につき100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式26,300株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,898円
- ・新株予約権の行使期間
2023年3月13日から2031年3月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑦ 第15回新株予約権（2021年11月12日発行）

- ・新株予約権の数
68個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式68,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,528円
- ・新株予約権の行使期間
2023年11月13日から2031年11月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- ⑧ 第16回新株予約権（2022年11月14日発行）
- ・新株予約権の数
64個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式64,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 2,291円
 - ・新株予約権の行使期間
2024年11月15日から2032年11月14日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ⑨ 第17回新株予約権（2023年11月14日発行）
- ・新株予約権の数
93個（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式93,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,792円
 - ・新株予約権の行使期間
2025年11月15日から2033年11月14日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑩ 第19回新株予約権（2024年12月2日発行）

- ・新株予約権の数
492個（新株予約権1個につき100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式49,200株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,395円
- ・新株予約権の行使期間
2026年11月15日から2034年11月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑪ 第20回新株予約権（2025年12月19日発行）

- ・新株予約権の数
654個（新株予約権1個につき100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式65,400株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,188円
- ・新株予約権の行使期間
2027年11月20日から2035年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	132個	132,000株	2名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
	第15回新株予約権	一個	一株	一名
	第16回新株予約権	一個	一株	一名
	第17回新株予約権	一個	一株	一名
	第19回新株予約権	一個	一株	一名
	第20回新株予約権	一個	一株	一名
社外取締役	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	一個	一株	一名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
	第15回新株予約権	一個	一株	一名
	第16回新株予約権	一個	一株	一名
	第17回新株予約権	一個	一株	一名
	第19回新株予約権	一個	一株	一名
第20回新株予約権	一個	一株	一名	
監査役	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	一個	一株	一名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
	第15回新株予約権	一個	一株	一名
	第16回新株予約権	一個	一株	一名
	第17回新株予約権	一個	一株	一名
	第19回新株予約権	一個	一株	一名
第20回新株予約権	一個	一株	一名	

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当該新株予約権等の内容は (1) に記載のとおりであります。

- ・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	名 称	新株予約権の数	交 付 者 数
当社従業員（当社役員を除く）	第20回新株予約権	654個	88名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年4月16日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要
第18回新株予約権（2024年5月1日発行）

- ・新株予約権の数
4,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式400,000株
- ・新株予約権の発行価額
10円
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,253 円
- ・新株予約権の行使期間
2026年5月1日から2034年4月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、EBITDAが、2024年1月1日から2033年12月31日までのいずれかの事業年度において、それぞれ下記に定める（a）乃至（c）の条件を達成した場合に限り、各号に定められている割合（以下「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使割合において、行使可能となる新株予約権の個数に1個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。

- （a）EBITDAが一度でも50億円を超過した場合：行使可能割合20%
- （b）EBITDAが一度でも75億円を超過した場合：行使可能割合50%
- （c）EBITDAが一度でも100億円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、ここでいう EBITDA については、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書。以下同様）「営業利益 + のれん償却額 + 減価償却費 + 株式報酬費用 + 利息費用」を参照するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該事象の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人の状況

会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Yougotagift.com Ltd.は当社の会計監査人と同一のネットワーク(Ernst & Young LLC.)に属する監査法人の監査を受けております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である GIFTEE MALAYSIA SDN.BHD.、Giftee Mekong Company Ltd.、PT giftee International Indonesia.、GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITED.、YouGotaGift.com Ltd. 及び YouGotaGift.com for business servicesは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

- (5) 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

- (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。
 - (b) コンプライアンス体制の整備強化を図るために「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「コンプライアンス規程」及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査担当が当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証します。
 - (c) 健全な組織運営を目指し、内部通報制度を導入して運営します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
 - (b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。
 - (b) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
 - (b) 業務執行に関しては、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。
 - (b) 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役社長は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとします。
- j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、監査役3名も出席のうえ開催し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、指名・報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名及び報酬等に関しては、各委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することとしております。

d. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e. 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長と株主還元の両立を目指し、配当性向30%※を目安に累進配当を行うとともに、利益成長に応じた増配を目指すことを基本方針といたします。

※配当性向は特別損益、及びオープンイノベーション税制等非経常的な税効果等の一次的損益を調整したNon-GAAP当期純利益をベースに算出いたします。



連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,248	3,235	1,008	△0	7,492
当期変動額					
新株の発行	37	37			75
剰余金の配当			△296		△296
親会社株主に 帰属する当期純利益			935		935
非支配株主との取引 に係る持分変動		200			200
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	37	237	639	△0	914
当期末残高	3,286	3,473	1,648	△0	8,407

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	113	28	141	622	97	8,354
当期変動額						
新株の発行						75
剰余金の配当						△296
親会社株主に帰属す る当期純利益						935
非支配株主との取引 に係る持分変動						200
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△7	△70	△77	54	26	3
当期変動額合計	△7	△70	△77	54	26	918
当期末残高	106	△42	63	676	124	9,272

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数：11社
 - (2)連結子会社の名称
 - GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.
 - ソウ・エクスベリエンス株式会社
 - Giftee Mekong Company Ltd.
 - PT giftee International Indonesia.
 - 株式会社paintory
 - Brewtope株式会社
 - GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITED.
 - YouGotaGift.com Ltd.
 - YouGotaGift.com for business services
 - YUGOTAGIFT PRIVATE LIMITED
 - YouGotaGift LLC
 - (3)連結の範囲の変更に関する事項
 - YouGotaGift for designing gifts and luxuriesは、当連結会計年度において清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。
 - (4)連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1)持分法を適用した関連会社の数：3社
 - (2)持分法を適用した関連会社の名称
 - 株式会社DIRIGIO
 - 株式会社yui
 - orosy株式会社
 - (3)持分法を適用していない関連会社の名称
 - 持分法を適用していない関連会社はありません。
 - (4)持分法の適用の範囲の変更
 - 当連結会計年度において、当社が新たに株式会社yuiの株式を取得したことにより、関連会社に該当することになったため、持分法適用の関連会社を含めることといたしました。また、当社がorosy株式会社の株式を追加取得したことにより、関連会社に該当することになったため、持分法適用の関連会社を含めることといたしました。
3. 会計方針に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
 - 関連会社株式：移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）
 - 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
 - なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。
 - ②棚卸資産
 - 商品：移動平均法又は先入先出法による原価法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8～15年

工具、器具及び備品：3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。商標権につきましては、10年の定額法により償却を行っております。顧客関連資産につきましては、9年の定額法により償却を行っております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社であるYouGotaGift.com Ltd.他3社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

②重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7～8年間の均等償却を行っております。

④収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っています。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、又は発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正 会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20～3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65～2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象はなく、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	2,160百万円
投資有価証券評価損	364百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、当社グループの持続的な成長を実現するため、スタートアップ企業への投資を行っております。当社グループでは、複数の非上場企業に対して投資先の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額で投資しております。外貨建の非上場株式については期末日の為替レートで換算しております。そのうえで、当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が毀損することにより実質価額が著しく下落したときに、減損処理を行います。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資時における事業計画の達成状況や事業の進捗状況、市場の動向や資金調達の状況等を把握するとともに、投資先の最新の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から株式価値を算定し、当該株式価値を株式簿価と比較することにより判断しております。当該判断には、見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、投資先の事業計画における主に将来の売上予測及び割引率であります。

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	157百万円
建物	71 //
工具、器具及び備品	86 //

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 29,777,502株

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 602,300株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 配当金の総額	296百万円
② 1株当たり配当額	10.00円
③ 基準日	2024年12月31日
④ 効力発生日	2025年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	387百万円
② 1株当たり配当額	13.00円
③ 基準日	2025年12月31日
④ 効力発生日	2026年3月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については銀行借入並びに株式の発行によっております。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

金融資産の主なものは、現金及び預金、売掛金、並びに投資有価証券があります。預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は非上場株式、非上場新株予約権付社債、J-KISS型新株予約権及び投資事業有限責任組合への出資金であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは買掛金、短期借入金及び長期借入金があります。買掛金については、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び投資資金の調達によるものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理しております。投資有価証券は定期的に行行会社の財務内容を把握することにより管理しております。営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

借入金の金利変動リスクは、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券			
非上場新株予約権付社債	656	656	－
J-KISS型新株予約権	150	150	－
資産計	806	806	－
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	9,262	9,253	△8
負債計	9,262	9,253	△8

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(※3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,160
持分法適用関連会社株式	671
投資事業有限責任組合出資金	908

非上場株式について、前連結会計年度において250百万円、当連結会計年度において364百万円の減損処理を行っております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
非上場新株予約権付社債	—	—	656	656
J-KISS型新株予約権	—	—	150	150
資産計	—	—	806	806

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	9,253	—	9,253
負債計	—	9,253	—	9,253

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 投資有価証券

当社が保有している非上場新株予約権付社債は、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格等に基づいて算定しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後、一定期間は有効であるものと仮定しております。

② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

企業結合に関する注記

1. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2024年11月15日に行われたYouGotaGift.com Ltd.他4社の企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しは反映されております。

この結果、顧客関連資産793百万円、商標権348百万円及び繰延税金負債414百万円を新たに識別し、顧客関連資産は9年、商標権は10年にわたって均等償却しております。暫定的に算出されたのれんの金額4,197百万円は会計処理の確定により640百万円減少し、3,557百万円となりました。なお、のれんの償却年数に変更はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	eギフトプラットフォーム事業 (百万円)
gifteeサービス	162
giftee for Businessサービス	9,188
eGift Systemサービス	1,136
地域通貨サービス	243
Sow Experienceサービス	909
YGGサービス	1,972
その他サービス	535
顧客との契約から生じる収益	14,149
その他の収益	—
外部顧客への売上高	14,149

(注) 当社グループは「eギフトプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしていません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等3. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項④収益及び費用の計上基準」に記載しております。
3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	10,956
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	10,582
契約資産 (期首残高)	262
契約資産 (期末残高)	70
契約負債 (期首残高)	1,425
契約負債 (期末残高)	2,507

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた金額は1,425百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が1,081百万円増加した主な理由は、流通額の増加によるものです。

過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産 284円49銭
1株当たり当期純利益 31円51銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年2月13日に開催の取締役会において、2026年3月30日開催予定の当社定時株主総会における承認等の所定の手続を経た上で、2026年7月1日（予定）を効力発生日とする当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、純粋持株会社（完全親会社）である「ギフトグループ株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議いたしました。

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

(1) 持株会社体制の背景

当社は、「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というコーポレート・ビジョンのもと、eギフトの発行から流通まで一気通貫で提供するeギフトプラットフォーム事業を国内外で展開しております。

当社は成長戦略として「eギフトプラットフォームの拡大」及び「地理的な横展開」を掲げ、機動的なM&Aにより当該成長戦略の実現を強化・加速してまいりました。

一方で、事業領域及び地理的な拡大に伴い、①投資判断や経営資源配分の高度化、②M&A後の統合（PMI）を含むグループ経営管理の強化、③リスク管理・内部統制等のグループガバナンス向上の必要性が増しております。

このような状況を踏まえ、当社グループとして中長期的な企業価値向上と持続的成長をより確かなものとするため、経営管理機能と事業執行機能を分離し、持株会社を中心としたグループ経営体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

(2) 持株会社体制の目的

持株会社体制への移行により、持株会社は、グループ全体最適の観点から、①事業ポートフォリオ戦略の策定及びキャピタル・アロケーションの決定・運用、②M&A・新規事業等を含むグループ成長戦略の策定ならびに当該戦略に基づく投資・成長施策の推進、③グループ横断のリスク管理・コンプライアンス・内部統制の高度化を担うことにより、成長スピードと経営規律を両立させたグループ経営を実現してまいります。

一方、各事業会社は、それぞれの事業特性や成長ステージに応じた自主責任経営を行い、外部環境の変化に応じた迅速な意思決定と柔軟な施策実行を通じて競争力強化を図ります。

これらを通じて、成長投資の機動性と投資規律を両立させるとともに、グループガバナンスを一層強化し、当社グループ全体の持続的な企業価値向上を目指してまいります。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会	2026年2月13日
定時株主総会基準日	2025年12月31日
株式移転計画承認定時株主総会	2026年3月30日（予定）
当社株式上場廃止日	2026年6月29日（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	2026年7月1日（予定）
持株会社上場日	2026年7月1日（予定）

※本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	ギフトグループ株式会社 （完全親会社）	株式会社ギフトィ （完全子会社）
株式移転比率	1	1

① 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

② 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

③株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

④第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③の理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

⑤本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式29,827,502株（予定）

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

(4)当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権については、持株会社は、当社新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて、当社の新株予約権と同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。

当社は、新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(5)持株会社の上場申請に関する事項

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は2026年7月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、2026年6月29日に東京証券取引所プライム市場を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

3. 本株式移転により新たに設立する会社（株式移転設立完全親会社・持株会社）の概要（予定）

(1)名称	ギフトグループ株式会社
(2)所在地	東京都品川区東五反田2-10-2
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 太田 睦 代表取締役 鈴木 達哉
(4)事業内容	グループ会社の経営管理及び それに附帯又は関連する業務
(5)資本金	20百万円
(6)決算期	12月31日

4. 会計処理の概要

本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みです。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	特定株式積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,248	3,235	3,235	484	1,356	1,840
当期変動額						
新株の発行	37	37	37			
剰余金の配当					△296	△296
当期純利益					1,481	1,481
特定株式積立金の 取崩				△204	204	－
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	37	37	37	△204	1,389	1,184
当期末残高	3,286	3,273	3,273	280	2,745	3,025

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△0	8,324	113	385	8,823
当期変動額					
新株の発行		75			75
剰余金の配当		△296			△296
当期純利益		1,481			1,481
特定株式積立金の 取崩		－			－
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△7	6	△0
当期変動額合計	△0	1,260	△7	6	1,259
当期末残高	△0	9,584	106	391	10,082

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物：8～15年

工具、器具及び備品：6～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っております。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、又は発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	2,160百万円
投資有価証券評価損	364百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）1. 投資有価証券（非上場株式）の評価」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産	
有形固定資産	99 百万円
建物	59 //
工具、器具及び備品	40 //
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	22 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	7 //

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	42 百万円
営業取引以外の取引による取引高	24 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	263株
------	------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	2百万円
一括償却資産	0 //
資産除去債務	39 //
未払事業税	40 //
未払賞与	104 //
貸倒引当金	140 //
関係会社株式評価損	698 //
投資有価証券評価損	350 //
その他	95 //
繰延税金資産小計	1,472百万円
評価性引当額	△1,197 //
繰延税金資産合計	274百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△33百万円
その他有価証券評価差額金	△46 //
繰延税金負債合計	△80百万円
繰延税金資産純額	194百万円

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	所有 直接100	資金の貸付	資金の貸付	—	短期貸付金 (注1)	266
子会社	paintory株式会社	所有 直接100	資金の貸付	資金の貸付(注2)	75	短期貸付金	374

(注1) 当該貸付金に係る期末貸倒引当金残高は228百万円であります。当事業年度における貸倒引当金繰入額は154百万円であります。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	鈴木 達哉	(被所有) 直接4.49	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資(注)	13	—	—
役員	藤田 良和	(被所有) 直接1.63	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資(注)	12	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	325円46銭
1株当たり当期純利益	49円87銭

重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。